二十六　炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、特定地域開発就労事業及び旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業並びに国の補助金を受けて造成された基金をもつて施行する産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業の実施に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・二を乗じて得た額とする。

二十七　空港の維持管理に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×70,000,000円

算式の符号

A　空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）附則第3条の規定に基づき市町村が管理する特定地方管理空港の数

二十八　下水の高度処理に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十九　患者輸送車等に要する経費があること。

患者輸送車及び患者輸送艇並びに巡回診療車及び巡回診療船（以下「患者輸送車等」という。）の運営に要する経費として前年度の三月三十一日現在において市町村が所有している患者輸送車等（病院に配置されているもの及び感染症患者の移送に係るものを除く。市町村が組織する組合の所有に係るものにあつてはその定置場所在地の市町村が所有するものとみなす。）の数として総務大臣が調査した数に一、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

三十　だ捕抑留船舶等に係る固定資産税の減免があること。

総務大臣の定めるところにより当該年度においてだ捕抑留船舶等に対して課する固定資産税の減免を行つた市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　だ捕抑留船舶については、減免額に〇・七五を乗じて得た額

二　以西機船底びき網漁業、以西トロール漁業及び中型かつお、まぐろ漁業に従事する船舶並びに稚内北方海域及び根室方面海域を操業の区域とする漁船については、減免額に〇・五二五を乗じて得た額

三　まき網漁業、さば釣漁業及び中型機船底びき網漁業並びにれんこ延縄漁業、つき棒漁業及びさわら流し網漁業に従事する船舶については、減免額に〇・三〇を乗じて得た額

三十一　高齢者保健福祉施策の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十七　炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、特定地域開発就労事業及び旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業並びに国の補助金を受けて造成された基金をもつて施行する産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業の実施に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・二を乗じて得た額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×70,000,000円

算式の符号

A　空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）附則第3条の規定に基づき市町村が管理する特定地方管理空港の数

二十八　下水の高度処理に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十九　患者輸送車等に要する経費があること。

患者輸送車及び患者輸送艇並びに巡回診療車及び巡回診療船（以下「患者輸送車等」という。）の運営に要する経費として前年度の三月三十一日現在において市町村が所有している患者輸送車等（病院に配置されているもの及び感染症患者の移送に係るものを除く。市町村が組織する組合の所有に係るものにあつてはその定置場所在地の市町村が所有するものとみなす。）の数として総務大臣が調査した数に一、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

三十　だ捕抑留船舶等に係る固定資産税の減免があること。

総務大臣の定めるところにより当該年度においてだ捕抑留船舶等に対して課する固定資産税の減免を行つた市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　だ捕抑留船舶については、減免額に〇・七五を乗じて得た額

二　以西機船底びき網漁業、以西トロール漁業及び中型かつお、まぐろ漁業に従事する船舶並びに稚内北方海域及び根室方面海域を操業の区域とする漁船については、減免額に〇・五二五を乗じて得た額

三　まき網漁業、さば釣漁業及び中型機船底びき網漁業並びにれんこ延縄漁業、つき棒漁業及びさわら流し網漁業に従事する船舶については、減免額に〇・三〇を乗じて得た額

三十一　高齢者保健福祉施策の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。